

平成31年度 公募型指名競争入札における重複落札禁止の適用業種について

本市では、近年、発注件数が総じて減少傾向にあることを踏まえ、受注機会の均等を図る観点から、公募型指名競争入札における「同日公表・同日開札」の案件についても、その応札状況等を勘案し、平成25年4月1日以降公表分の案件から、『重複落札禁止（重複応募は可）』の受注制限を課す制度を試行導入し、平成30年度から、当該制度を本格導入しておりますが、平成31年度における適用業種が決定しましたので、お知らせいたします。

なお、適用業種であっても、発注時点における応札見込（可能）業者の手持ち工事件数の状況等を踏まえ、適切な競争性が確保できないと認められる場合は、「重複落札禁止」の受注制限は行わないものとします。

平成31年度における適用業種

舗装工事・造園工事

(参考) 適用基準

直近1年間における1件当たりの平均指名業者数が10者を超える業種